

**海外安全対策情報**  
(2017年10月～12月分)

在フィリピン日本国大使館

1 治安情勢

(1) フィリピンにおいては引き続き強盗・窃盗事件や銃器を使った殺人事件が多発している。フィリピンにおいては銃規制の緩さから些細なことでも生死にかかわる事態に発展する危険性があることを十分認識し、特に夜間は歓楽街や人通りの少ない裏通りの一人歩きを避ける、万一被害に遭った際は無理な抵抗はせず冷静に対処する、口論や争いを避け他人の恨みを買わないよう言動に注意する、など慎重に行動する必要がある。

(2) マニラ首都圏においては、邦人観光客が睡眠薬強盗や窃盗・スリ被害に遭う事案が跡を絶たない。睡眠薬強盗や窃盗の被害を防止するためには、親切そうな人について行ったり、良く知らない人を自分の部屋に招いたりといったことをしないことが重要である。また、スリ対策としては、日本人は泥棒から狙われる対象であることを自覚して、自身の持ち物から注意をそらさないことが有効である。

2 一般犯罪・凶悪犯罪の傾向

(1) フィリピン国家警察が発表した犯罪統計によれば、2017年10月から12月までの犯罪種別の内訳は以下のとおり。

殺人 2,415件 (うち殺人1,760件, 傷害致死・過失致死665件)

傷害・殺人未遂 6,907件

強姦 1,668件

強盗 3,475件

窃盗 6,836件

自動車盗・オートバイ盗 1,540件

(2) 邦人被害事案

(ア) 10月、首都圏マカティ市のショッピングモールで比人女性2名から誘われ同人らの自宅を訪れた邦人旅行者が、同人らの友人女性をマッサージしたところ、女性を傷つけたので警察に突き出すと脅迫され、現金を支払わされた。

(イ) 11月、首都圏マニラ市エルミタ地区で、キアポ周辺を散策していた邦人観光旅行者が、比人男性に声をかけられ同人家族5～6人とカラオケ店で飲食を共にしたところ、意識を失い、現金、携帯電話及びクレジットカードを盗まれた。

(ウ) 12月、首都圏マカティ市のホテル内で、商談中だった邦人旅行者が、商談相手から刃物で脅迫され、多額の現金を強奪される強盗事案が発生。また、首都圏パサイ地区ではバックを強奪された際に抵抗して負傷する事案も発生。他にも首都圏マニラ市のマラテ地区やエルミタ地区でも強盗未遂事案が発生。

(エ) 10月～12月、首都圏マニラ市エルミタ地区やマラテ地区にて、宿泊しているホテルに比人女性を招いた邦人旅行者が、財布や現金、クレジットカードを盗まれる窃盗事案も複数発生。

(オ) 10月～12月、首都圏マニラ市エルミタ地区やマラテ地区、マカティ市、パサイ市等のレストランや路上等で置き引きや窃盗被害が多発。犯行グループの手口は、①レストラン等で被害者が目を離した隙に鞆や金品等を盗む置き引き、②現金を落とした振りをしたり、仲間が話しかけて被害者の気を引いている間に鞆や金品等を盗むスリ、③路上歩行中につきまとう間に金品をぬすむスリや、④バス乗車中のスリなど多様。

### (3) 邦人以外の被害事案

10月～12月、邦人居住者が多く住むマニラ首都圏のマカティ市やマンダレーヨン市においても殺人事件が発生している。

## 3 テロ・爆弾事件発生状況

10月にドゥテルテ大統領がミンダナオ島マラウイ市の解放宣言を出したが、テロリスト残党の一掃を目指し、ミンダナオ地域全域への戒厳令は継続している。同市解放後も過激派組織関係者の捜索等が横行されており、流動的な治安情勢が続いている。

フィリピン全土で活動しているフィリピン共産党の軍事部門であるNPAと政府の停戦合意が本年2月に決裂して以降、NPAと国軍等治安当局との衝突が発生していたが、11月ドゥテルテ大統領はNPAをテロリストに指定し、共産勢力と交渉はしないと宣言した。これにより、今後、NPAの反発が予想されその動向を注視する必要がある。NPAと当局の衝突は、ルソン地方からミンダナオ地方まで全国にわたり、各地で死傷者を出している。

## 4 誘拐・脅迫事件発生状況

特になし。

## 5 日本企業の安全に関する諸問題

当地においては、一般的に企業及び個人に対する恐喝、脅迫、誘拐等が少なくなると、日系企業（社員）に対する脅迫事件も発生するなど、進出日系企業関係者は、企業自体及び社員の安全に関し常時注意を要する。特に、NPAは、マニラ首都圏やセブ首都圏などの都市部を除き、地方に展開する民間企業に対して、環境破壊、住民搾取等の名目で「革命税」を要求し、企業側が応じない場合には、企業への脅迫、恐喝等の行為や襲撃等を繰り返していることから、現地採用職員の動向も含め、日頃から情報収集を行うなど十分な注意が必要である。また、首都圏から遠隔地に所在する日系企業では、ASG等イスラム系反政府武装勢力の動向には細心の注意を要する。

## 6 その他

(1) 2016年7月施行の大統領令により、所定の喫煙場所以外での喫煙が全国で禁止されたことから、所定の喫煙場所以外で喫煙した場合、罰金刑の対象となることに注意する。また、所定の喫煙場所以外で喫煙した場合、喫煙が恐喝の理由にもなり得ることにも留意する必要がある。

(2) フィリピンでは、女性や子供に対する暴力は刑事事件の対象となることから、自身の家族や友人である女性への暴力や、たとえばレストランで騒いでいる子供への叱咤も罪に問われる可能性があることに留意する必要がある。

以上